

確定申告の医療費控除申請にマイナンバーカードが便利です

確定申告の季節ですね。
1年分の領収書をインプットするのは大変な手間。
健康保険組合の医療費明細は、税申告とは別の目的で、適正な医療費の確認のために作られたシステムなので、11～12月の医療費は確定申告の時期に載っていません。

そんな時の救世主がマイナ保険証による医療費控除です！

ただし、ドラッグストアでのOTC医薬品の医療費控除（年間12,000円）や、自由診療分、医療機関に行った時の交通費は以下のやり方では反映できませんので、ご注意ください。
また、勤務先のBulasにご自身、家族のマイナンバー登録ができていないと利用できませんので、至急ご登録下さい。

【URL】 <https://mobile.bulas180.com/mynumber/>
【ユーザID】 "93●" + 社員番号

（ただし、紐づけには最大1か月かかる場合がございます）



■マイナ保険証で医療費控除をする手順

(1)マイナンバーカードを取得する。

住民票を置いている地方自治体へ申請し、1度は役所に受け取りに行ってください
必要があります。



(2)マイナンバーカードを健康保険証として登録する。

カードを取得したら、スマートフォンやセブン銀行ATM、役所の窓口などで「初回登録」を行います。この設定には、時間はかかりません。



(3)マイナポータルで医療費通知情報を確認する。

受診した月の翌々月11日から医療費情報が確認できます。確定申告に必要な1年分の医療費は原則として2月9日に一括で取得可能となります。



(4)国税庁ホームページで確定申告書を作成する。

マイナポータルは国税庁の「確定申告書等作成コーナー」と連携しています。
1年間の医療費を自動で転記してくれます。PCやスマホから申告できます。



(5)家族の医療費をまとめて申請する場合

合算して申告したい場合は、ご家族のマイナンバーカードも取得し、ご家族間で代理人設定をする必要があります。
ご家族の暗証番号を入力し、ご家族のカードをスマホにかざして、ログインすれば確定申告する人へ医療費が集計されるよう設定できます。

これからは医療費の1年分の
領収書の保管不要！
医療費インプットの手間も
省けます。
マイナンバーによる確定申告、
ぜひご活用ください。



◆確定申告についてのお問い合わせは [国税庁へ](#)

◆マイナ保険証についてのお問い合わせはマイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（受付時間平日は午前9時30分から午後8時
土日祝日は午前9時30分から午後5時30分
（年末年始を除く）
（音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。）